

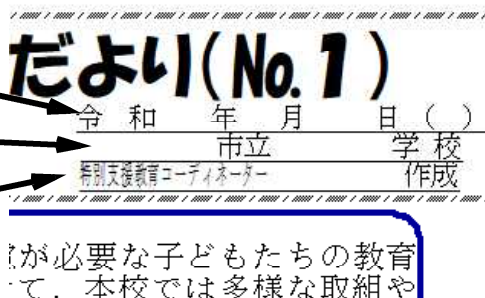
【「特別支援教育だより」の活用に関して】

「特別支援教育だより」は、特別支援教育の啓発につながる大切な活動です。しかし、啓発資料を作るのは、大変です。そこで、私（大江）が作った「特別支援だより」が先生方の負担軽減につながればと思い、フリーで公開しました。

①日にち、

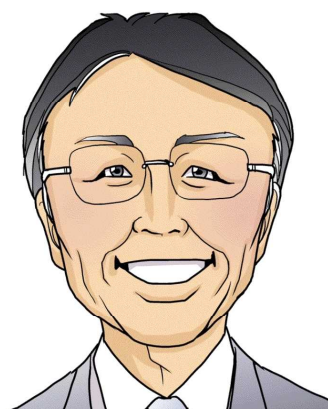
②学校名、

③コーディネーター名等



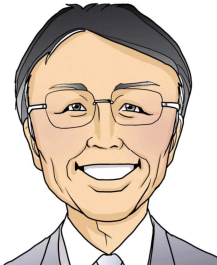
を追記し、そのまま使って（配布）いただいてオッケーです。

男性のイラスト（大江の似顔絵）を変更したい場合は、差し替えて変えていただいてもオッケーです。



特別支援教育だより(No.1)

令和 年 月 日 ()
市立 学校
特別支援教育コーディネーター 作成



教育的配慮が必要な子どもたちの教育の充実に向けて、本校では多様な取組や態勢づくりを行っていきたくと考えています。
御協力、御支援をよろしく願いいたします。

「本校の特別支援教育」

- ① 本校では、特別支援教育校内委員会や校内研修を行い、教育的配慮が必要な子どもが不安なく学校生活を過ごすことができるように適切な指導や支援を行っています。それに伴い保護者と話し合いをもたせていただくことがあります。また、関係機関とも積極的に連携を図っていきます。
- ② 教育的配慮が必要な子どもには、通常学級児童や特別支援学級児童に関わらず、個別の指導計画や個別の支援計画を作成し、その子どもが困っている点の改善を目標として、短期目標や長期目標を設定し、対応します。個別の指導計画や個別の支援計画の作成にあたり、保護者から聞き取りを行います。その後、具体的な指導を行います。御協力をお願いいたします。
- ③ 教育的配慮が必要な児童には、担任や複数の教員、特別支援教育支援員がサポートします。
- ④ 担任や特別支援教育コーディネーターなどによる教育相談、専門機関による巡回相談などを実施します。
- ⑤ 療育や治療が必要な場合は、情報提供も行ってまいります。

【お願い】

お子様に関して、何か困っている点がありましたら、まずは担任へお伝えください。その情報を元に、本校の管理職、特別支援教育コーディネーター、関係職員などで、校内就学委員会で話題にします。

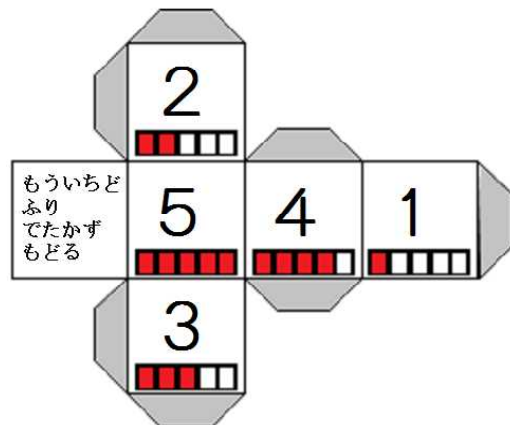
【教育的配慮が必要な子どもへの指導法紹介①】

〔タイル付きサイコロの利点〕

- ①タイルと数字がマッチングできる。
- ②手や目など動きを伴う活動ができる。
- ③楽しみながら学習できる。
- ④厚紙で作るので、けがの心配が少ない。
- ⑤厚紙で作ったサイコロなので、投げても遠くに行きにくい。

※出典先

「ひらがな完全習得ワーク」(学事出版)

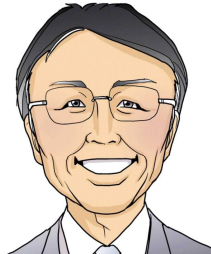


特別支援教育だより(No.2)

令和 年 月 日 ()

市立 学校

特別支援教育コーディネーター 作成



「特別支援教育に関する相談について」

本校では、特別支援学級への就学、学習や生活に関して、相談されたい方は、担任または、特別支援教育コーディネーター、管理職にご相談ください。
夏休み期間中、個別面談をすることも可能です。

【療育について】

療育は、心理士（臨床心理士）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士です。

心理士（臨床心理士）さんは、相談依頼者が抱える様々な精神疾患や心身症、精神心理問題、不適応行動などの援助・改善・予防・研究、あるいは人々の精神的健康の回復・保持・増進・教育へ寄与します。また、心理検査なども行います。検査の一つとして、WISC-IIIがあります。この検査は、学校現場でもよく使われています。

WISC-IIIでは、言語性検査（知識、類似、算数、単語、理解、数唱）と動作性検査（絵画完成、符号、絵画配列、積み木模様、組合せ、記号探し、迷路）を行います。そして全検査の数値を出します。この検査を通して、お子さんのどの領域が苦手意識があるかを把握し、その部分を多様な指導法を用い、向上を図ります。

理学療法士さんは、呼吸など生命の維持する機能の改善や維持、座る・立つなどの基本的な運動機能の取得と日常生活での運動機能の発揮及び維持、変形・痛みなどの二次的な障害の予防と改善を目的として、潜在的な基本的運動能力を促進させます。さらに機能の獲得・改善・維持に結びつける運動療法と生活上の提案をします。

作業療法士さんは、遊び、身辺動作、学習、仕事、休息といった日常の作業活動をうまく行えることを目的に、具体的な支援（コミュニケーションと身辺動作など）をしたり、提案をしたりします。

言語聴覚士さんは、主に「言葉・コミュニケーション・食事」に困りが生じているお子さんへの専門の言葉や使ったり、指導したりすることにより、楽しくコミュニケーションがとれるようにします。

歯科衛生士さんは、歯の状況を判断します

【支援により、伸びる可能性は高まります】

視力が弱い人は、眼鏡をかけることによりよく見えるようになります。「支援」も同じです。特定の困り感をもった子どもに対して、担任や保護者、専門機関等とも連携し合い、よりよい支援の仕方を考え、支援を行っていくことでうまくいく可能性が高まります。まずは、「支援」を体験されてみてはいかがでしょうか。

【教育的配慮が必要な子どもへの指導法紹介②】



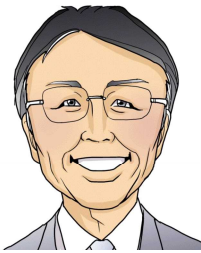
出典先
「特別支援わくわく教材
教具50」
(学事出版)

特別支援教育だより(No.3)

令和 年 月 日 ()

市立 学校

特別支援教育コーディネーター 作成



特別支援学級への就学、学習や生活に関して、相談されたい方は、担任または、特別支援教育コーディネーター、管理職へ気軽にご相談ください。
個別面談をすることも可能です。

合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、

- ① 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均等を失した又は過度の負担を課さないものに取り組みます。〔中教審初分科会報告(平成24年7月)〕

インクルーシブ教育とは、一人一人に応じた指導や支援(特別支援教育)に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ教育システムです。

【インクルーシブ教育システム構築に必要な要件】

- ① 障害がある者が一般的な教育制度から排除されないこと。(基本的環境整備)
- ② 障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること。
- ③ 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利を行使」するため、個々に必要となる適当な変更・調整(合理的配慮)が提供されること。

【教育的配慮がいる子どもへの指導法紹介③】

スモールステップを設定することにより、筆算のイメージがしやすくなります。

【出典先】

「数が苦手な子のための計算支援ワーク」3(明治図書)

11+3=	11+3=	11+3=	11+3=	11+3=
(第1段階)	(第2段階)	(第3段階)	(第4段階)	(第5段階)

特別支援教育だより(No.4)

令和 年 月 日 ()

市立 学校

特別支援教育コーディネーター 作成



今回は、
「特別支援教育支援員」について、
紹介させていただきます。

「特別支援教育支援員」のお仕事は、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことです。本校にも配置されています。支援員の職務としては、支援が必要な児童に対する学習支援を主に行っています。具体的な支援の内容として、例えば、

- ・多動傾向な児童に対しては、そばに寄り添い、声掛けをする。
- ・自分の持ち物の把握が困難な児童に対しては、収納する場所を教える。
- ・学習活動中や日常生活上の介助をする。などが挙げられます。

上記の内容は、学級担任が責任をもって指導し、その補助をするのが、特別支援教育支援員は教師にとってかわるものではなく、担任と連携しながら補助的な役割を行います。支援に当たっては、保護者の同意が必要とあります。

【教育的配慮がいる子どもへの指導法・教材教具紹介④】

スモールステップで「ひらがな」の読み指導



出典先「ひらがな完全習得ワーク」(学事出版)

特別支援教育だより(No.5)

令和 年 月 日 ()

市立 学校

特別支援教育コーディネーター

作成

先を見通した取組と関係機関の活用がポイント

掲載している資料は、霧島市長寿・障害福祉課がホームページ上で公開している「きりしま療育支援ガイドブック」(令和元年度版)の一部改良したものです。

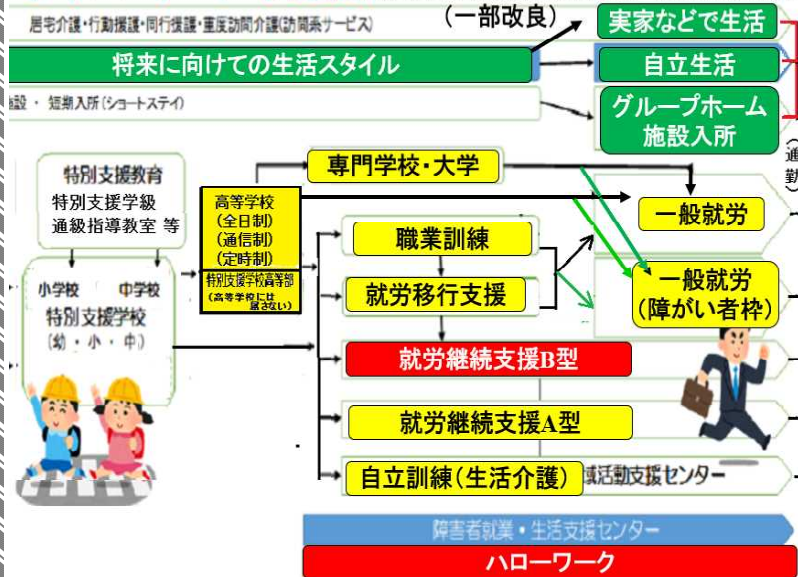
「きりしま療育支援ガイドブック」には、教育的配慮が必要な児童生徒の就学や療育に関する行政機関情報が詳しく掲載しています。検索サイトで「きりしま療育支援ガイドブック」で入力すると、ヒットすると思います。役に立つ資料や情報がたくさん掲載されていますので、ぜひ見てみませんか。

教育的配慮が必要な児童生徒が社会における自立を目指すためには、5つのポイントがあると思います。

- ① 教育的配慮が必要であることの「受容」。
- ② 様々な正しい情報を収集。
- ③ 教育現場はもちろん、医療や福祉(療育)との連携・活用。
- ④ 「ライフステージ早見表」を参考にした、先を見通した取組。
- ⑤ 前向きな取組。

私の経験上、上記の取組をしていると、未来への不安が軽減し、保護者様が笑顔になるケースが多いです。

ライフステージ早見表 (鹿児島県霧島市長寿・障害福祉課)



【教育的配慮がいる子どもへの指導法・教材教具紹介⑤】



(正しい鉛筆の持ち方ができるクリップ指導法)

出典先

「特別支援わくわく教材教具50」

(学事出版)